

令和2年度 第1回定例庁議 次第

日時：令和2年4月9日（木）午後1時15分～

場所：本館3階302会議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 協議・報告事項

(1) 令和2年度 笛吹市職員研修実施方針について（総務部）

(2) 第2期笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定について（総合政策部）

(3) 令和2年度予算執行方針について（総合政策部）

4 その他

(1) 定例庁議予定日 5月13日（水）午後1時15分～ 本館3階302会議室

5 閉会

別記様式(第5条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和2年4月9日提出	
件名	令和2年度 笛吹市職員研修 実施方針について	部局名	総務部
概要	<p>職員の能力開発と組織的な人材育成を目的に、令和2年度 笛吹市職員研修実施方針のもと、研修を実施していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全職員1科目以上、昇任昇格者2科目以上の研修受講の徹底 ・ 人材マネジメント部会、市町村アカデミー等への研修派遣 ・ 職位、年齢、勤務年数等を絞った庁内研修の開催 ・ 指名制による研修派遣 ・ 担当業務の職員理解を深める、各課主催による研修の開催 等 		
経過	<p>令和元年度実績 市町村職員研修所：延べ520名 市町村アカデミー：3名 庁内研修：延べ2,132名 他 生産性の船、各業務研修 等 多数</p>		
問題・課題	<p>市町村職員研修所の研修について、全職員1科目以上、昇任昇格者2科目以上の研修受講が徹底されていない。</p> <p>研修実施方針に沿って研修を受講している職員・所属がある一方、全く受講していない職員・所属がある。</p>		
対応策	<p>所属長には、職員の積極的な推薦及び安心して研修を受講できる環境づくりについて、さらなる取組をお願いしたい。</p> <p>また、今年度から課長昇任3年目までの職員には、管理職としてのマネジメントを発揮してもらうために、市町村アカデミー主催（4月(延期)、7月、11月、1月開催予定）の管理職セミナー(宿泊型)に出席いただく。</p> <p>職員には、業務効率化のためにも、引き続き研修情報を周知し、受講を徹底していく。</p>		
協議結果	【協議事項了】		

笛 総 第 4 - 2 号
令和 2 年 4 月 日

部局長 各位

総 務 部 長

令和 2 年度 笛吹市職員研修実施方針について（通知）

令和 2 年度笛吹市職員研修実施方針で示されているとおり、職員の能力開発と組織的な人事育成を目的に、今年度も各種研修の実施及び派遣を行います。所属長は、課員が積極的に研修を受講できるよう、ご配慮をお願いします。

総務部 総務課

人事給与担当 手塚・海野

内線 8-10-242

令和2年度 笛吹市職員研修実施方針

令和2年4月改訂

自治体を取り巻く環境は、引き続き厳しい財政状況の中、高齢化に伴う介護福祉需要への対応、少子化・人口減少への対策、防災・減災対策、公共施設の老朽化への対応、グローバル化・ICT社会の進展など、複雑多岐にわたる課題が増大しています。

このような状況下において、自治体は限られた人材と財源の中で効率的な行政経営を行い、多様化している地域住民のニーズに対応した施策を立案・具現化し、住民福祉の向上や持続可能なまちづくりの構築に結び付けなければなりません。

そのためには、自律的かつ戦略的に地域のことを考えて業務を遂行できる能力が求められ、職員一人ひとりの能力開発、組織的な人材育成、組織力の向上が必要不可欠となります。

本市では、職員の意識改革を念頭に、職員一人ひとりが有する能力を最大限発揮できるよう、長時間労働の是正、働き方改革を見据え、資質向上に直結する効果的な研修を実施し、時代の変革に柔軟に対応する人材の育成を図ります。

1. 職員の能力開発

職員の能力開発は、職員自身が公務員としての自覚に根ざして取り組む自発的努力（自己啓発）と、職場において上司・先輩等が業務を通して行う職場内研修（on the job training）、職場を離れて専門的・計画的・組織的に行う職場外研修（off the job training）の3本柱で推進します。

① 自己啓発

能力開発の基本は、職員が自発的に取り組む自己啓発であり、職員は職務の円滑な遂行のため、市民ニーズや社会情勢の変化などに常に注意を払い、幅広い視野と知識を養うなど、絶えず自己啓発に努める必要があります。

② 職場内研修（OJT）

職場内研修は、職場において業務や職務を通して行われる研修であり、職場の上司・先輩が職場内で業務をしながら、機会を捉えて業務に必要な情報や知識、技術、経験等を計画的に指導するものです。人事評価制度を通して、職場を学習の場、人を育てる場として捉え、管理・監督者が職場内研修の目的と方法を個々の職員に応じて明確にしながら取り組んでいくことが必要であり、今後はさらなる管理・監督者の資質向上を推進します。

③ 職場外研修（OFF JT）

職場外研修は、職場を離れて行われる研修であることから、集中的に行うことができ、知識・技術の体系的な学習から高度・専門的な学習に効果的です。また、内外の職員等との交流や情報交換を通じて相互に啓発しあい、より幅広い知識や人間関係を得られる効果があります。

職場外研修は、計画的に受講することや職場の協力が不可欠であることから、所属長による職場内調整や推薦の下に公正に実施します。

【山梨県市町村職員研修所が開催する研修】（別紙1）

職員の自主性に応じた手上げ方式の研修受講を中心としますが、研修科目によっては受講職員を指名します。なお、全ての職員が1科目以上受講することを基本とし、昇任・昇格者は、階層研修もしくは能力開発研修を2科目以上受講すること（消防士・保育士等については適宜対応すること）とします。

職員は、年度当初に研修受講予定を総務課に報告し、研修を計画的に受講します。

【庁内研修】（別紙2）

研修ごとに対象者を指定します。通常業務に関わるものだけでなく、「政策形成」「コミュニケーション」「接遇」など、基礎能力の向上を図る研修を実施します。研修内容等によっては、受講職員を指名します。

【市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）等が開催する研修】

市町村アカデミー等への派遣を積極的に行い、実務における専門性を高めることとします。また、既に周知させていただいていますが、課長級昇任3年目までの職員につきましては、管理職特別セミナーを受講していただく予定です。年度内に4回開催されますので、いずれか1回の受講をお願いします。

【人材マネジメント部会による研修】

年間を通して、所属する団体を地域経営型組織へと変革していくシナリオを他団体の仲間とともに研究する、早稲田大学マニフェスト研究所・人材マネジメント部会に、昨年度に引き続き、職員を派遣します。

2. 階層別に必要とされる能力

各階層に必要とされる能力を以下のように設定します。

i	部長級	… 高度な政策決定能力、行政経営能力、マネジメント能力、 (トップマネジメント研修)
ii	課長級 (i・iiは管理職)	… 政策決定能力、マネジメント能力、意思決定能力、 折衝交渉能力、指導育成能力 (マネジメント研修)
iii	主幹・副主幹 (監督職)	… 政策立案能力、担当業務の専門能力、担当業務の遂行能力、 折衝交渉能力、課題解決能力、マネジメント能力、指導育成能力、 事務改善能力 (リーダーシップ研修)
iv	その他(3階層) 主査・主任・主事級 新採用職員	… 担当業務の専門能力、担当業務の遂行能力、課題発見能力、 課題解決能力、事務改善能力 (コーチング研修)

3. 研修計画の主なポイント

① 政策形成能力・法務能力の向上

独自性のある地域実現のため、また、自らの地域が持つ資源を有効に活用するため、政策的視点で物事を捉える能力としての政策形成能力と、政策を具現化するための法務能力の向上を図ります。

② コミュニケーション能力の向上と積極的なリーダーシップの発揮

組織の中だけに限らず、住民、企業、NPO等と協働して目的を達成していくためには、職員自らが積極的なリーダーシップを発揮することが求められます。相談の受け方やコミュニケーション能力の向上を図ります。

③ 住民満足度（CS）の向上

行政に対する市民の要望は益々高くなってきています。職員の知識・技術・意識を理論と実践双方から学び、満足度の高い住民対応能力の向上を図ります。



令和2年度 山梨県市町村職員研修所 研修一覧

	区 分		対 象	研 修 名
1	階層	新任研修	採用～2年	期待される公務員
2	階層	新任研修	採用～2年	公務員の基礎知識
3	階層	新任研修	採用～2年	公務員倫理
4	階層	新任研修	採用～2年	文書の基礎
5	階層	新任研修	採用～2年	接遇の基礎
6	階層	新任研修	採用～2年	社会活動
7	階層	新任研修	採用～2年	災害対応体験
8	階層	現任研修	採用後5年	行政経営と効率化－基礎コース
9	階層	現任研修	採用後15年	リーダーの役割と実践
10	階層	現任研修	採用後15年	行政経営と効率化－応用コース
11	階層	現任研修	採用後5年～10年	メンタルヘルスとコミュニケーション
12	階層	現任研修	採用後5年～10年	やる気を引き出すモチベーションアップ研修
13	階層	監督者研修	監督者（昇任～2年）	O J Tの基礎知識
14	階層	監督者研修	監督者（昇任～2年）	政策財務研修
15	階層	監督者研修	監督者（昇任後5年）	マネジメント
16	階層	監督者研修	監督者（昇任後5年）	住民との協働によるまちづくり
17	階層	管理職研修	管理者（昇任～2年）	管理者の役割
18	階層	管理職研修	管理者（昇任～2年）	人事評価を活かした人材育成
19	階層	管理職研修	管理者（昇任～2年）	トップマネジメント
20	階層	共通研修	全階層	メンタルヘルス－職員編
21	階層	共通研修	管理職・監督者	メンタルヘルス－管理監督者編
22	階層	共通研修	全階層	公務員の基本－法令遵守
23	階層	共通研修	監督者・現任	ファシリテーションを活用したチーム力アップ
24	階層	共通研修	全階層	ワークライフバランス
25	階層	共通研修	全階層	公務員の基本－法制執務
26	階層	共通研修	管理職・監督者	女性リーダーシップ
27	階層	共通研修	管理職・監督者	人事評価 評価者研修
28	階層	共通研修	全階層	地域デザイン力創造
29	階層	共通研修	管理職・監督者	知ろう！防ごう！ハラスメント防止研修
30	階層	共通研修	全階層	タイムマネジメント研修
31	能力開発	文書法制		民法1～11
32	能力開発	文書法制		必携！自治体職員の法律
33	能力開発	文書法制		自治体職員のための訴訟対策
34	能力開発	文書法制		法制執務（一部改正編）
35	能力開発	文書法制		法制執務（新規制定編）
36	能力開発	文書法制		法制執務（審査編）
37	能力開発	文書法制		業務適正化の方法と共有化

令和2年度 山梨県市町村職員研修所 研修一覧

38	能力開発	文書法制		文書作成力向上研修
	区 分		対 象	研 修 名
39	能力開発	文書法制		これだけは知っておきたい地方自治法（前編）
40	能力開発	文書法制		これだけは知っておきたい地方自治法（後編）
41	能力開発	政策形成		一緒に学ぼう！ファシリテーション～会議の進め方～
42	能力開発	政策形成		政策形成能力向上研修
43	能力開発	政策形成		地域力向上研究～県・市町村協働で地域資源の活用策を探る～
44	能力開発	情報・コミュニケーション		クレーム対応研修
45	能力開発	情報・コミュニケーション		実践！爽やかな接遇
46	能力開発	情報・コミュニケーション		「伝える」ではない「伝わる」話し方
47	能力開発	情報・コミュニケーション		市町村職員のための英語応対研修
48	能力開発	情報・コミュニケーション		採用試験面接官研修
49	能力開発	情報・コミュニケーション		早わかり！行動特性
50	能力開発	情報・コミュニケーション		電子ツールの活用法
51	能力開発	情報・コミュニケーション		広報研修
52	能力開発	税務・財務		これだけは知っておきたい地方税法
53	能力開発	税務・財務		個人住民税
54	能力開発	税務・財務		法人住民税
55	能力開発	税務・財務		自治体における債権管理
56	能力開発	税務・財務		山梨地方行財政アカデミー
57	能力開発	税務・財務		財務基礎研修
58	能力開発	税務・財務		自治体職員のための契約実務
59	能力開発	税務・財務		地方公会計研修
60	能力開発	建設・環境・防災		土木講座01：経験2年未満の技術職員のための土木技術研修
61	能力開発	建設・環境・防災		土木講座02：エスティマ操作・初級積算研修
62	能力開発	建設・環境・防災		土木講座03：道路設計研修
63	能力開発	建設・環境・防災		土木講座04：法面工の維持管理研修
64	能力開発	建設・環境・防災		土木講座05：災害復旧事業実務研修
65	能力開発	建設・環境・防災		土木講座06：道路舗装研修
66	能力開発	建設・環境・防災		土木講座07：橋梁補修研修
67	能力開発	建設・環境・防災		土木講座08：工事検査員研修
68	能力開発	建設・環境・防災		土木講座09：工事監督者研修
69	能力開発	建設・環境・防災		土木講座10：土木基礎研修（コンクリート）
70	能力開発	建設・環境・防災		土木講座11：土木基礎研修（地質）
71	能力開発	建設・環境・防災		土木講座12：測量実習
72	能力開発	建設・環境・防災		土木講座13：橋梁点検研修
73	能力開発	建設・環境・防災		土木講座14：積算研修（道路編）
74	能力開発	建設・環境・防災		土木講座15：積算研修（下水道・開削編）
75	能力開発	建設・環境・防災		環境創造セミナー

令和2年度 山梨県市町村職員研修所 研修一覧

76	能力開発	建設・環境・防災		救急法講習会
77	能力開発	時局		トピックス

【庁内研修】

平成30年度 庁内研修計画 実績

H30年度	予定	研修テーマ	対象	主管課	実施日	受講者数
5月	5/14	人事評価 1	課長以上	総務課	5/14	71
	5/30	財政	新採用～3年	財政課	5/30	28
6月	6/29	普通救命講習	新採用	総務課・消防本部	6/29	13
	6/28	タイムマネジメント 効率的な仕事術	課長以上	総務課	6/28	49
7月	6/29	移住定住	主事、主任、主査	企画課	6/29	61
		情報セキュリティ	内部監査員、 新採用、各担当	情報システム課	7/18	76
		男女共同参画	全職員	市民活動支援課	3/1	54
8月		多文化共生	全職員	市民活動支援課	8/2	70
		働き方改革 残業削減・生産性向上	リーダー	総務課	2/7	81
9月	10/17	管理職研修 メンタルヘルス	課長以上	総務課	10/17	44
10月		政策形成 1	40歳前後	総務課	10/31	24
		政策形成 2	40歳前後	総務課	11/19	24
11月		市民協働	全職員	市民活動支援課	2/20	36
12月		(追加) 認知症サポーター養成	未受講者	長寿介護課	2/15 2/27	49
1月		人事評価 2	課長以上	総務課	2/13	73
		管理職研修 10月研修のフォローアップ	課長以上	総務課	1/16	32
2月		メンタルヘルス(変更) コンプライアンス	全職員	総務課	2/19 2/21	377

3月	(追加) 官製談合防止法	全職員	管財課	3/6	94
----	-----------------	-----	-----	-----	----

【庁内研修】

令和元年度 庁内研修計画 実績

R1年度	予定	研修テーマ	対象	主管課	実施日	受講者数
4月	4/26	財政	新採用～3年	財政課	4/26	32
5月		人事評価 目標設定	主事～副主幹	総務課	5/17	125
6月		普通救命講習	新採用	総務課・消防本部	7/31	14
		(仕事の意欲向上) セルフエスティーム	主事～副主幹 主幹、副主幹	総務課	2/12	111
7月		情報セキュリティ	内部監査員、 新採用、各担当	情報システム課	7/17	66
8月		働き方改革 残業削減・生産性向上	リーダー 課長、リーダー	総務課	8/2	102
9月		管理職研修 文章力向上	課長以上 主任、主査、副主幹	総務課	9/10	61
10月		政策形成 1	40歳前後	総務課	11/27	23
		政策形成 2	40歳前後	総務課	12/24	23
11月		市民協働	全職員	市民活動支援課	12/12	32
		自殺対策	管理職 一般職	福祉総務課	10/30 11/7	85
12月		認知症サポーター養成		長寿介護課	10/25 10/30	76
1月		人事評価 能力評価・業績評価	課長以上	総務課	1/16	74
2月		コンプライアンス	全職員	総務課	12/13	337
		人権行政と市民サービス	保健福祉部	福祉総務課	2/3 2/6	81
3月						

内訳
職員7
市民25

【庁内研修】

別紙2

令和2年度 庁内研修計画

令和2年度	日程	研修テーマ	対象	主管課
4月	4/24	財政	新採用～3年	財政課
5月		人事評価 目標設定	課長以上	総務課
6月		普通救命講習	新採用	総務課・消防本部
		仕事の意欲向上(仮)	主事～副主幹	総務課
7月		情報セキュリティ	内部監査員、 新採用、各担当	情報システム課
8月		働き方改革(仮) 残業削減・生産性向上	リーダー	総務課
9月		管理職研修	課長以上	総務課
10月		認知症サポーター養成	全職員	長寿介護課
		政策形成 1	40歳前後	総務課
		政策形成 2	40歳前後	総務課
11月		自殺対策	全職員	福祉総務課
12月		コンプライアンス	全職員	総務課
1月		人事評価 能力評価・業績評価	課長以上	総務課
2月		人権に関する研修	全職員	福祉総務課
3月				

※この研修計画は、予告なしに変更・追加・削除があります。

別記様式(第5条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項・ 報告事項		令和2年4月9日提出	
件名	第2期笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定について	部局名	総合政策部
概要	子育て世代や若者を対象とした第2期笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、総合戦略会議（外部会議）3回、推進本部会議（内部会議）4回を経た中、策定を行ったので報告する。		
経過	<p>令和元年7月 第1回推進本部会議（第4回定例庁議） …第1期計画の取組報告</p> <p>令和元年9月 第2回推進本部会議（第6回定例庁議） …第2期計画の骨子説明</p> <p>令和元年11月 第3回推進本部会議 …第2期計画策定における作業を説明</p> <p>令和元年12月 第1回総合戦略会議 …第2期計画の取組の方向性に対し、委員の意見を聴取</p> <p>令和2年2月 第2回総合戦略会議 …第2期計画素案に対して、委員の意見を聴取</p> <p>令和2年2月 第4回推進本部会議（第11回定例庁議） …第2期計画素案に対する意見聴取</p> <p>令和2年3月 第3回総合戦略会議 …第2期計画案の提示</p>		
問題・課題			
対応策	令和2年4月28日の議会全員協議会で計画の策定について報告する。		
協議結果	【報告事項確認了】		

山梨県

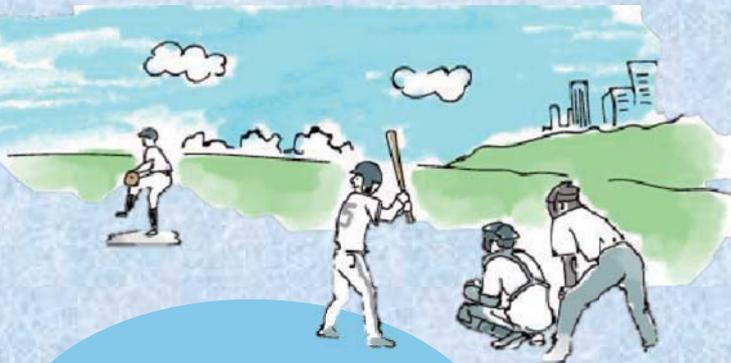
ふ え ふ き し

笛吹市

第2期

まち・ひと・しごと創生総合戦略

～子育て世代・若者に魅力的なまちへ～



豊かな自然の中
充実した新たな
暮らしができる

移住⇒P.4へ



子どもが自ら学ぶ力を
家庭、学校、地域の連帯に
より育むことができる

教育⇒P.3へ

子育て世代・ 若者に 魅力的なまち

親子の交流や情報交換
をしながら、みんなで
子育てができる

相談・交流⇒P.5へ



災害の少ないまちで
安心して家族と過ごす
ことができる

防災・防犯⇒P.7へ



子育てと両立しながら
働くことができる

仕事⇒P.6へ



令和2年3月

笛吹市の魅力

保育園・保育所

待機児童ゼロ！

本市には、保育園、幼稚園、認定こども園が合計27か所あり、現在待機児童はゼロとなっていて、安心して子育てできる環境が整っています。

また、急な用事などで子どもを預けたいときには、一時預かりやファミリー・サポート・センターといった制度があり、働きながら子育てがしやすい環境の確保に努めています。



安心の地域医療！

本市には、総合病院が8院、医院・診療所が32院、産科が1院、歯科が32院あり、そのうち小児科専門医のいる医療機関が5院あります。地域医療が充実しているため、いざというときにも安心です。

また、出産直後のお母さんをサポートする

ための「産前・産後ケアセンター」があり、利用の際には行政の補助があります。



医療

ちょうどいい田舎暮らし！



本市は、「桃・ぶどう日本一の郷」を宣言している果樹地帯として自然豊かな地域です。



一方で、市内には商業施設や飲食店が点在しているため、適度な田舎の暮らしを感じられます。また、公園や広場が26か所、県の森林公園のほか、石和温泉駅近くに2.25haの公園整備を進めていて、様々なイベントに活用していく予定です。

住まい

地域子育て支援センター

選べる子育て支援センター！

本市には、7か所の地域子育て支援センターがあり、子育て親子の交流の場を提供するとともに、育児に関する相談等を受けています。センターの利用は無料で、子どもや保護者の希望に応じて、利用したいセンターを選ぶことができます。



地元の雇用を創出！

市内には、9か所の工業団地があり、山梨県と連携した助成金制度や市独自の奨励金交付制度を活用し、企業の新規進出や事業拡大を支援し、雇用の創出に力を入れています。

毎年新規の企業が進出を続ける中、工業団地のエリアを拡大し、更なる企業誘致を進めています。



仕事

▶ 1 総合戦略とは

平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、国、都道府県、市町村それぞれが人口減少の克服や地域活性化を目的にした計画として「総合戦略」を作ることになりました。

本市では、平成27年度に「笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(第1期計画)を策定し、5年間の取組を進めてきたところです。令和2年度からは新たな総合戦略(第2期計画)に基づき、取組を強化していきます。

▶ 2 本計画の趣旨

第1期計画では、幅広い分野を対象にまんべんなく取組を実施しましたが、第2期計画では、これまでの人口の推計等から(※P10参照)、より減少が進むと予想されている子育て世代や若者に焦点をあてた計画を策定することとしました。これからの時代を担う子育て世代や若者のニーズに応じた取組を構築し発信することで、本市の人口減少に歯止めをかけ、地域創生につなげていきます。

▶ 3 計画期間

本計画の対象期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

▶ 4 計画の目標と取組分野

「子育て世代・若者に魅力的なまち」を目指して、5つの分野における取組に力を注ぎ、本市の魅力や強みを更に磨き上げていきます。



▶ 5 取組の内容と目標値の設定

5つの分野ごとの取組内容は、市内の子育て世代の方たちが何を求めているかを調べ、選定しました(「笛吹市子ども・子育て支援に関するアンケート結果報告書」や各種調査、文献より抽出)。また、各取組の進捗度合いを測るため「重要業績成果目標(KPI)」を設定し、本計画の最終年度に当たる令和6年度の目標値を明記しました。なお、KPIは各取組の評価・検証に用い、年度ごとに進捗状況を確認しながら、取組内容の改善を行います。

子育て世代・若者の
ニーズを把握



ニーズに対応するための
取組内容を選定



目標値(KPI)の設定

なお、次ページ以降に記載の取組で  のマークがあるものは、新規の取組となります。そのため、取組に対するKPIの現状値は、未実施「-」となっています。



1 教育

既存の関連事業

- ・小学校外国語授業アシスタント事業…ボランティアによる外国語授業の支援。
- ・放課後子ども教室事業…放課後に学習指導や体験学習が行える場を確保。
- ・青少年育成事業…青少年の健全育成に向けて、講演会や防犯パトロールの実施。
- ・小中学校ICT関連機器等導入事業…情報機器を整備し、授業内容を充実。

+さらに

自宅での学習を手助けしてほしい。



1-1 自主学習の取組の推進（学校）

子どもが自ら学ぶ力を高めるため、自主学習の方法を工夫します。

家庭学習の指導を工夫し、児童、生徒が主体的に学ぶ態度を育みます。その一つとして、タブレット等のICT整備を進め、家庭学習の振り返り等に関する効果的な活用を検討していきます。また、学力向上検討委員会等で各校の取組について、情報共有や研究等を行います。

重要業績成果目標(KPI)	現状値	目標値 (R6)
自分で計画を立てて家庭学習をする児童生徒の割合	65%	70%

1-2 自主学習の環境の確保（家庭）

自主学習の習慣が定着するよう、支援や啓発を行います。



家庭における学習環境づくりを目的に、学校と家庭が連携しながら家庭学習の習慣化に取り組みます。また、身近に自主学習を行える場所をつくり、多様な学習機会の提供ができるよう、NPO法人、市民活動団体と市役所若手職員との協働による取組を行います。

重要業績成果目標(KPI)	現状値	目標値 (R6)
多様な主体との協働による学習支援	—	4回/年

1-3 地域参加による教育の推進（地域）

地域の団体や人材と連携しながらイベントを企画し、学びを育む場を創出します。

男女共同参画推進委員、市民活動団体、NPO法人などと協働しながら、学びを育むイベント(防災キャンプなど)を企画し、継続的に取り組みます。また、育成会、子どもクラブと連携し、自然体験やスポーツ体験を行うとともに、教員の退職者と連携し、放課後の時間を活用した体験学習等を実施します。

重要業績成果目標(KPI)	現状値	目標値 (R6)
子ども向け体験講座の参加者数	1,800人/年	2,300人/年

子どもが自由に集える学習の場や親以外の大人と気軽に話せる場が欲しい。





2 移住

既存の関連事業

- ・空き家バンク制度…空き家の売買、賃貸情報を提供し、マッチングを実施。
- ・企業立地促進助成事業…助成金と固定資産税免除による企業誘致を推進。
- ・子育て世代定住支援事業…子育て世代が住宅取得する際のローンへ補助を実施。
- ・笛吹市農業塾推進事業…農業講習や農機具のレンタルを行い、新規就農者等を支援。

+ さらに

県外からの移住者
(子育て世代) 同士で
知り合う機会が欲しい。

2-1 移住者同士のネットワーク構築

移住をしてきた親同士が気軽にコミュニケーション
を交わせる場の構築を目指します。

NEW 移住相談会を行う中で、移住者を呼び込み、定住につながるよう先輩移住者や地元住民を交えたネットワークを構築するなど、移住におけるサポート体制を整えます。SNS等のインターネットでの交流をはじめ、実際に顔を合わせて交流が行えるサロンを開いていきます。

重要業績成果目標(KPI)	現状値	目標値 (R6)
移住者の交流人数	-	50人(累計)



2-2 教育移住志向者へのPR

豊かな自然と暮らしやすいまちで、のびのびと教育
が受けられる環境をPRします。

自然豊かな環境のもと、
子どもにより良い教育を
与えられる場所へ
移り住みたい。

NEW 教育志向を持つ首都圏の移住希望者に向けて、本市では、豊かな自然に囲まれた環境で、のびのびとした人間性を育む子育て、教育ができることをアピールし、移住促進に取り組みます。保育園、小学校、学童保育など子育てに焦点を当てた移住ガイドブックを作成し、市外の子育て世代へアプローチしていきます。

重要業績成果目標(KPI)	現状値	目標値 (R6)
子育て世代の移住世帯数	-	20世帯/年



上手く仕事が見つかる
か不安。移住に関心はあるが
生活に見合った収入が
得られるか心配。

2-3 移住者に向けた就業支援

雇用の創出や地元企業と移住者とのマッチング支
援を強化します。

NEW 移住者の受け入れに積極的な企業を発掘し、県の移住者向け就職マッチングサイト等への掲載を促します。また、企業誘致の推進により、雇用の創出を図るとともに、移住セミナーにおいて市内外の企業を招き、移住者向けの就職ガイダンスを開いたり、就農希望者へは、農業大学校や農業生産法人等を紹介します。

重要業績成果目標(KPI)	現状値	目標値 (R6)
移住者の県内就業者数	-	10人/年





3 相談・交流

既存の関連事業

- ・妊婦・乳幼児相談事業…全出生児対象に赤ちゃん訪問を行う等、専門家による相談や訪問をはじめとした包括的な支援を実施。
- ・教育相談事業…教育相談員、自立支援相談員による各種相談の対応。
- ・図書館管理運営事業…おはなし会等の子育て支援イベントの実施。

+さらに

もっと子育て中の親が集まれる企画などあればいい。検診等では交流がしづらいので、交流を目的としたイベントがほしい。



3-1 親同士の交流の場の創出

親同士の交流を望む方たちが、つながりを持てるような機会を提供します。

地域子育て支援センターでは、親子の交流イベントが定期的に行われています。センターにおける利用者の利便性が、さらに向上するような取組を促したり、アドバイスを行うとともに、子育てガイドブック等を通じ、センターの周知を行います。また、図書館で行われる親子イベントでも、親同士の交流が広がるよう工夫を図ります。

重要業績成果目標(KPI)	現状値	目標値 (R6)
子育て支援センター利用者数	33,305 人 (延べ) /年	45,435 人 (延べ) /年

3-2 子育て情報の共有化

笛吹市での子育てにおいて、参考にできるよう、身近な子育ての知識、情報を提供します。

市内の子育て先輩ママ・パパたちが困ったときはどうしたか、体験エピソードを聞きたい。

NEW

「夜泣きがひどいときは」「急な発熱や嘔吐のときはこうした」のように、多くの保護者が体験すると思われることについて、笛吹市の先輩ママ・パパたちはどう対応したのか、子育て情報の共有化を図ります。一般的な子育て情報だけでなく、地域に応じた身近な子育て情報を、子育て広場アプリや広報紙等で提供します。

重要業績成果目標(KPI)	現状値	目標値 (R6)
子育て情報の提供数	—	12 件/年



気軽に子どもが遊べるような所があるといい。

3-3 遊びながら健やかな体を育む取組

子どもたちに健全な遊びを提供し、心身の健康増進を図る場・機会をつくります。

遊びを通じた学びの場として、市内6か所にある児童館のイベント内容を工夫します。これまでのイベントを検証しつつ、継続した取組を行うとともに、対象年齢を細分化することで、新たなイベントを企画していきます。また、関係団体と連携し、子どもの発達段階に応じた運動プログラムである「アクティブ・チャイルド・プログラム」の普及、啓発のための指導者養成講座等を行います。

NEW

重要業績成果目標(KPI)	現状値	目標値 (R6)
児童館でのイベント回数	77 回/年	80 回/年





4 仕事

既存の関連事業

- ・ホームスタート事業…未就学児がいる家庭に、研修を受けた子育て経験のあるボランティアが訪問支援を実施。
- ・学童保育クラブ事業…昼間保護者が留守の家庭の児童に、放課後の生活の場を提供。
- ・男女共同参画推進事業…男女の協力体制、ワークライフバランスの確立を推進。

+ さらに

急な仕事のと
きに短時間子ども
を見てもらいたい。



仕事で送迎が
できず、塾や習い事
を断念した。難しい手
続きなく簡単に預けら
れるといい。

4-1 多様な一時預かり体制の構築 4-2 送迎のサポート

地域の協力を得る中で、子育て世帯の困りごとの解決に向け支援をします。

現在、仕事など急な用事が出来た時の子どもの預かりは、保育所における一時預かり事業をメインに実施していますが、併せて、ファミリー・サポート・センター事業※1において、一時預かりや送迎への対応を充実させていきます。一時預かりや送迎を

手伝ってくれる地域の協力会員の確保に向け、ホームページへの事業案内等を工夫したり、協力会員の養成方法の改善等を検討し、人材確保に努めます。

重要業績成果目標(KPI)	現状値	目標値 (R6)
協力会員数	204人	250人(累計)

※1 ファミリー・サポート・センター事業って



育児を手伝ってほしい人と、育児を手伝いたい人をつなぐ仕組みです。事前に会員登録をしておけば、子どもの一時預かりや送迎などで誰かに手伝って欲しいときに、センターが有償で手伝ってくれる人を紹介してくれます。生後2か月から小学生の子どもがいる、市内在住、または市内に勤務している方が対象です。また、利用料については、市で補助を行っています。

4-3 病児預かり体制の充実

共働き世帯の子育てを支援するため、子どもが体調不良になった際の預かり体制の強化を目指します。

現在、病児の預かり体制が広域化されたことにより、県内の病児・病後児保育施設をどこでも利用できるようになりました。しかし、市内には、そのような施設がないことから、市内在住の子育て世帯が安心して子育てできるよう、市内へ病児・病後児保育施設の設置を目指します。

急病の際に対応して
もらいたい。市内に病
児対応の施設がない



重要業績成果目標(KPI)	現状値	目標値 (R6)
市内の病児・病後児保育施設数	0か所	1か所



5 防災・防犯

既存の関連事業

- ・防災体制整備事業…各避難所の運営体制を検討・整備。
- ・LED防犯灯交換費補助事業…地域の防犯灯のLED化を補助。
- ・笛吹市通学路交通安全プログラム…警察や学校と連携し、通学路の危険個所の特定とその対策を実施。

+ さらに

子どものためにどういった防災準備をしておくべきなのか知りたい。

5-1 子育て世代に向けた防災情報の提供

子どものいる家庭に必要な防災情報を、講座や情報媒体等で発信します。

子育て世代を対象として、乳幼児を同伴していても聞くことができる防災講座を行っています。乳幼児の健康診査に合わせて開催する等、対象者が参加しやすい工夫を行います。また、講習内容を情報媒体で発信するなど、日常的に防災情報を得られるようにしていきます。

重要業績成果目標(KPI)	現状値	目標値 (R6)
子育て世代の防災講座受講者数	43 人/年	497 人/年

5-2 子育て世代における災害不安の解消

子育て世代の意見や要望を把握し、避難所の運営に反映します。

子ども連れで避難所へ行っても大丈夫か不安。

NEW

各指定避難所の設備、公的備蓄品について、子育て世代に役立つものを一覧表として作成したり、日中や平日に防災講座を開催するなどし、本市の防災体制を知ってもらう中で、子育て世代の意見や要望を反映する仕組みを構築します。

重要業績成果目標(KPI)	現状値	目標値 (R6)
避難所運営委員会への子育て世代の参加者数	—	各避難所運営委員会へ1名以上の参加



物騒なニュースを見るたびに、目が届かないところでの子どもの安全が心配。

5-3 子どもに関する防犯体制の強化

関係機関との防犯連携を強化し、児童生徒の防犯意識を高める取組を行います。

NEW

防犯強化を目的として、小学校ごとに、笛吹警察署、PTA、学校、自治会、市で連携した組織の設立を目指します。また、児童生徒自身の防犯意識向上のための講習や防犯マップの作製等を学校単位で実施していきます。

重要業績成果目標(KPI)	現状値	目標値 (R6)
新たな防犯学習実施数	—	14 回/年





6 基盤整備

6-1 子育て環境を補完する基盤整備

子どもから大人まで、安全で快適に通行ができるよう、道路・橋梁整備を行います(道路・橋梁整備は、アクセシビリティを高めることによる観光・産業分野等への効果も、同時に期待できます)。

また、駅周辺に公園をはじめとした地域活性化施設を整備し、駅周辺地域の振興を図る中で、親子の交流や憩いの場を提供します。

重要業績成果目標(KPI)	現状値	目標値 (R6)
駅周辺の地域活性化施設整備数	1 か所	3 か所

6 段階的なアプローチ

子育て世代や若者を本市に呼び込み、定住へつなげるに当たっては、県内外の人々を本市の認知度等に基づき分類し、アプローチをしていきます。また、既に本市に住んでいる方に対しても、笛吹市に住み続けたいと思ってもらえるよう取組を行います。

未認知層

笛吹市を全く知らない人へ、まず本市を知ってもらうための情報発信をしていきます。

知ってもらう

認知層

笛吹市のことを知っているが、訪れたことのない人に、足を運んでもらえるよう、SNSやWEBを使ったPRを行います。

訪れてもらう

交流層

観光等で笛吹市を訪れたことがある人へ、本市の魅力をより感じてもらうようなシティセールスイベント等の企画を行い、移住への足掛かりとします。

住んでももらう

定住層

笛吹市に住んでいる人へ、地元(市)に愛着をもってもらえるよう、母・父(自身)の自己実現等の機会を提供し、社会や地域との連帯感の醸成を図ります。

愛着をもってもらおう

市内

住み続けたい!

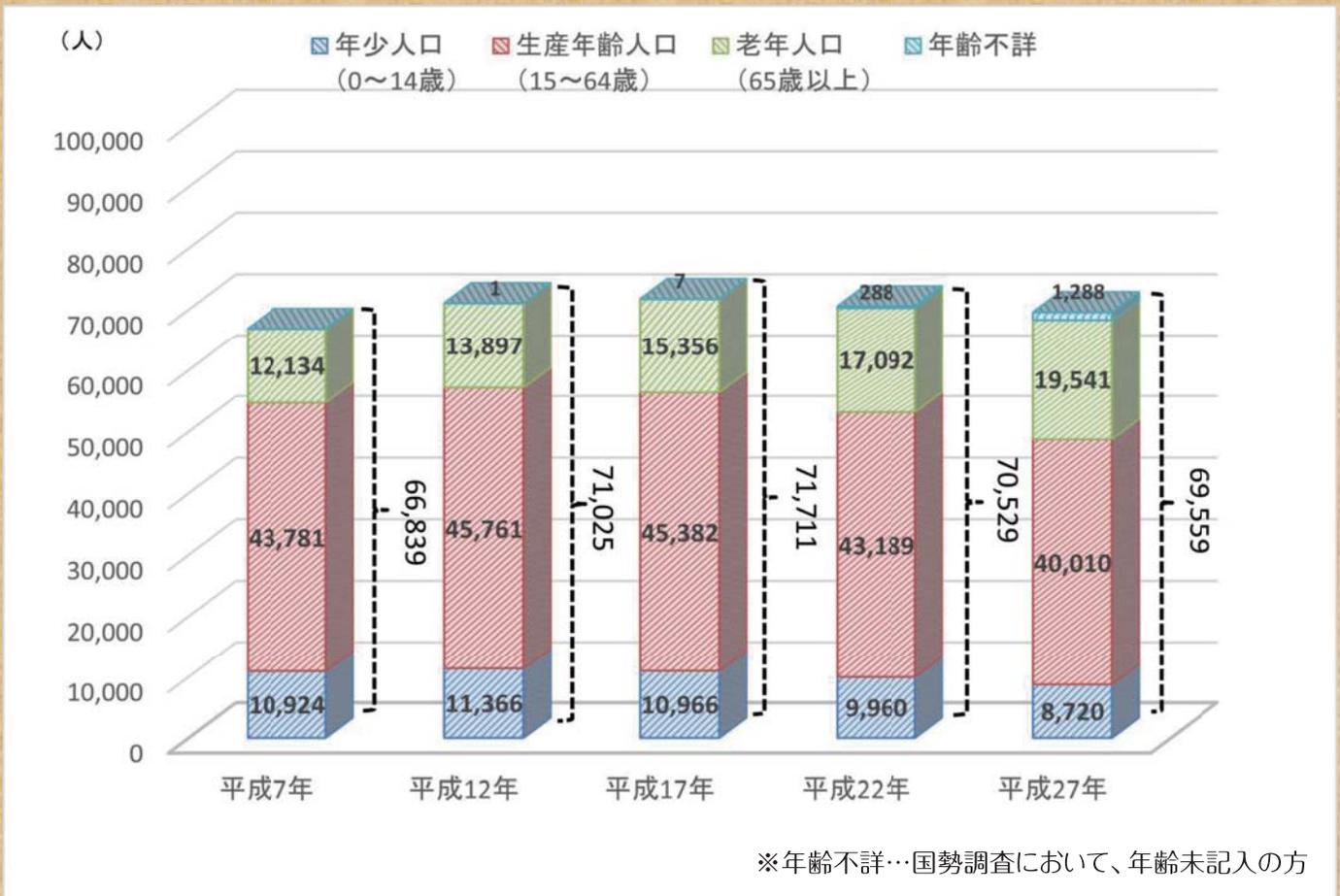
市外

住んでみたい!



参考1:本市の人口(現状)

国勢調査によると、本市の人口は年々減少しているが、年齢構成別にみると、年少人口(0歳～14歳)及び生産年齢人口(15歳～64歳)は減少傾向である一方、老年人口(65歳以上)は増加傾向となっており、典型的な少子高齢化の状況にあります。



参考2:本市の人口(展望)

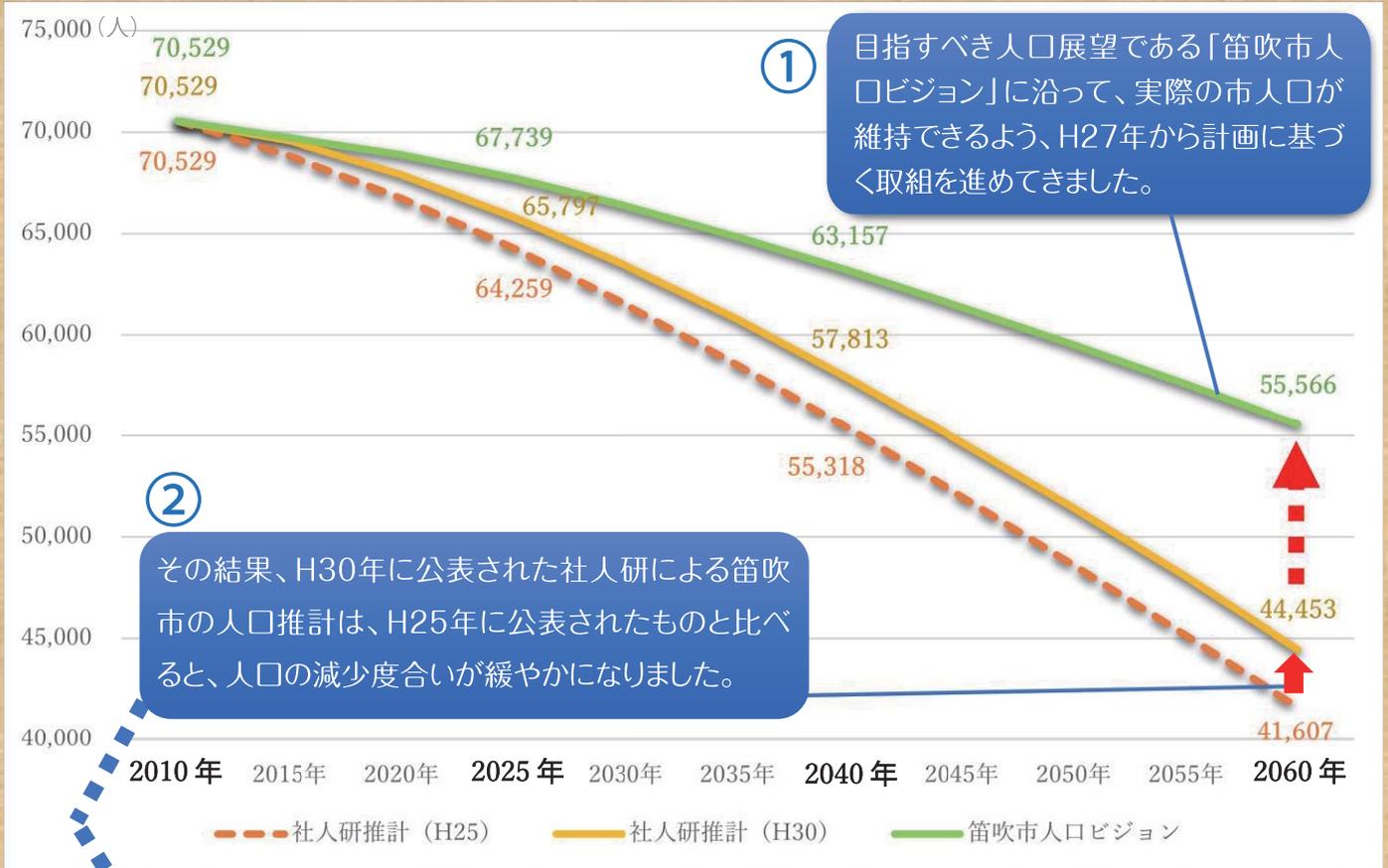
本市の人口は、人口問題の研究機関である国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計によると、人口減少対策を講じず、現在の人口動向が続いた場合、2060年時点で41,607人になると予測されました。

この推計を基準に、人口減少対策を講じた場合の新たな推計を市独自に作成し、それを本市が目指すべき人口の将来展望「笛吹市人口ビジョン」としました。「笛吹市人口ビジョン」では、合計特殊出生率1.8を目指しながら、若者の転入促進・転出抑制を図る(20～49歳の転出超過を120人/年に抑制)ことで、2060年に市の人口55,000人を目指すこととしています。

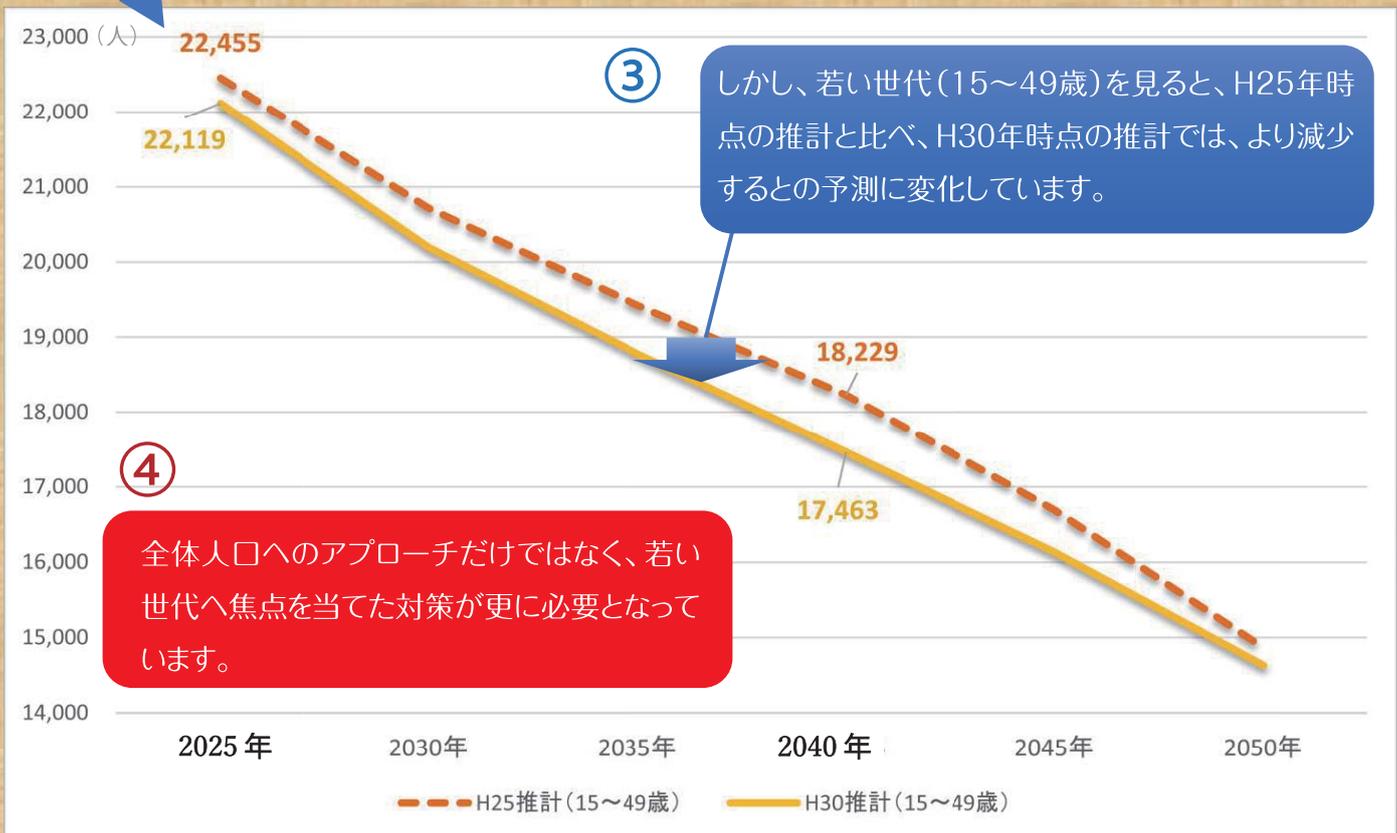
参考3:取組対象を子育て世代・若者にした背景

社人研による本市の人口推計の変化から、次のとおり分析を行い、取組の対象を選定しました。

笛吹市の将来人口の予測



若い世代の人口予測



8 計画体系図



9 笛吹市へのアクセス



問い合わせ先

笛吹市役所 総合政策部

政策課 政策推進担当

TEL:055-267-8960 (直通)

URL:[http://www.city.fuefuki.](http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp)

[yamanashi.jp](http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp)



笛吹市ホームページ



笛吹市あんしん子育て



移住ガイドブック

別記様式(第5条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項・ 報告事項		令和2年4月9日提出	
件名	令和2年度予算執行方針について	部局名	総合政策部
概要	令和2年度予算執行方針を定め、職員に周知し、財政規律の維持を図るとともに適切な会計処理を行うための指針とする。		
経過			
問題・課題	予算執行においては、支出負担行為の時期や内容が適切ではないものが未だに見られる。		
対応策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 予算執行方針に則り、適切な予算執行を行い、財政規律を確立する。 (2) 管理職による事業の進捗管理を徹底する。 		
協議結果	【報告事項確認了】		

笛財第 4-11 号
令和 2 年 4 月 9 日

部 長 } 殿
事務局長 }

笛吹市長 山下 政樹

令和 2 年度笛吹市予算執行方針について（通知）

このことについて、別紙のとおり策定したので、趣旨を理解の上、貴所属職員に周知徹底し、適切な予算執行を行うようお願いします。

令和2年度予算執行方針について

第1 全般的事項

3月の月例経済報告によると、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、足下で大幅に下押しされており、厳しい状況にある。先行きについては、感染症の影響による厳しい状況が続くと見込まれる。また、感染症が内外経済をさらに下振れさせるリスクに十分注意する必要がある。金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」としており、新型コロナウイルス感染症拡大の動向については、細心の注意を払う必要がある。

また、総務省は、「令和2年度地方財政計画の概要」において、「地方が人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和元年度を0.7兆円上回る額を確保」とし、総額63兆4,318億円を確保している。しかし、地方交付税総額については、前年度より4,073億円増の16兆5,882億円、2.5ポイントの増としているが、地方交付税の代替措置である臨時財政対策債については、総額3兆1,398億円、前年度より1,171億円、3.6ポイントの減としている。

今後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響及びそれに伴う国の動向により、本市を含めた地方財政は大きく影響を受けることとなる。このため、市の財源の根幹となる市税、地方交付税における財源確保は非常に不透明な状況にあると言わざるをえない。

さて、本市における令和2年度一般会計当初予算は、321億9,469万円となり、前年度より14億288万円の増となった。

歳出において、増額の主な要因は、せん孔細菌病防除対策事業に4億1,234万円、新山梨環状道路関連道路整備事業に3億7,350万円、借換債5億7,610万円などの臨時的経費を計上したことも要因であるが、人件費において会計年度任用職員制度の創設により前年度比8億8,860万円増の55億5,606万円、さらに、扶助費についても、施設型給付費等事業などの増額により前年度比4億9,952万円増の68億2,222万円と、抑制を図らなければならない経常的経費も増額となっているところである。

一方、これらの費用を賄う歳入については、自主財源の根幹である市税は、個人市民税及び固定資産税ともに増額を見込み、市税総額を前年度比2億9,745万円増の86億4,056万円を計上したところであるが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、徴収の遅延などが懸念されるところである。

また、地方交付税については、地方財政計画では増額としているものの、本市におい

ては、一本算定化の影響などにより3億4,340万円減の80億9,500万円としており、臨時財政対策債も大幅な増額は見込めない状況となっている。

また、合併特例債については、これまで投資的事業の主要財源とし、積極的に活用してきたが、今後の借入可能残高は約20億円となっている。このため、充当事業を昨年度に引き続き重点事業等に限定しているが、今後の投資的事業における財源確保が大きな課題となっているところである。

このような財政状況のなかで、令和2年度も予算執行に不足する財源を財政調整基金や公共施設整備等基金、まちづくり基金等から16億8,840万円を繰り入れ、予算編成を行ったところである。

今後、市の財政は年々厳しさが増す状況にあるが、「第二次笛吹市総合計画」における将来像の実現に向け、盛り込まれた施策を着実に推進する必要があると同時に、行政課題の解決に向けて、積極的な事業展開を図っていかねばならない。

さらに、本市が必要な住民サービスの水準を維持しながら展開していくためには、笛吹市の財政を身の丈にあったものとする必要があり、このことを実現するためには、職員一人ひとりが「第4次笛吹市行財政改革大綱」に基づいた行財政改革に積極的に取り組まなければならないところである。

そのために、事業実施に当たっては、計画・目標に対する的確な検証・評価を繰り返すことにより、効果的な予算執行の徹底を図ることとする。

また、事業の効果が最大限に発揮されるよう事業の趣旨・内容等について、国・県及び関係団体との密接な連携のもとに、当該事業が市民の理解を得るなかで円滑かつ迅速に実施できるよう万全を期することとする。

第2 歳入に関する事項

- 1 歳入の確保については、最大限の努力を払うとともに、その収入時期を適正に管理することにより、歳計現金の資金繰り、ひいては市財政の運営の円滑化を図るよう特に留意すること。
- 2 市財政の根幹をなす市税については、税負担の公平性や財源確保を図るため、課税客体の的確な把握及び自主納付意識の高揚に努めるとともに、新たな滞納が生ずることのないよう留意すること。
- 3 国・県支出金については、関係機関と密接な連絡を取りながら予算計上額の確保に努めること。また、事業の進捗に応じ概算交付制度等のあるものについては、そ

の活用を図るなど早期の収入確保に努めること。なお、資金繰りの関係からも会計課との緊密な連携を図ること。

また、当初予算に計上していない国・県支出金が生じた場合は、必ず補正予算により計上を行うこと。

- 4 使用料、手数料については、施設の使用の対価や当該事務に要する経費等を考慮して定められているので、その徴収に当たっては適正を期すること。

なお、減免等を行う場合においては、実情を十分調査するとともに関係法令の趣旨に照らし、その取扱いについては厳正を期すること。

- 5 財産収入については、財産管理の適正化と運用の合理化に努めること。市が所有している財産のうち、使途目的のない未利用地については売却等を積極的に行うとともに、施設の空きスペースの貸付などにより、収入の確保を図ること。

- 6 過年度に係る未収金については、債権ごと法令に基づいた徴収の徹底を図ることとし、時効による不納欠損とならないよう特に留意すること。

第3 歳出に関する事項

- 1 事務事業の執行に当たっては、引き続き、管理職のマネジメントにより、事務事業の簡素化・効率化による事務処理の改善、合理化並びに省力化に努め、効率的な執行を図ること。また、全ての事業において計画的な執行に努め、安易な繰越は避けるものとする。

- 2 事業の執行に当たり、執行が著しく遅延する恐れがあるとき及び執行不能となったときは、その都度直ちに関係部局等と協議し、必要な措置を講ずることとする。

- 3 配分を受けた予算は使い切るという意識を払拭し、効率的な予算執行や入札等の結果生じた契約差金などにより不用となった予算については、原則として他への流用等は認めないものとし、予算見積額を超えた事業執行は、原則として禁止する。

なお、やむを得ない事情がある場合は財政課と必ず協議すること。

- 4 国庫補助事業等については、趣旨をよく理解した上で、適正な執行を心がけること。

- 5 定時退庁の推進や職場環境の改善、職員相互の協力・連携等により職員の時間外勤務の削減に努め、人件費の一層の縮減に努めること。
- 6 補助金等については、「笛吹市補助金等交付規則」及び当該補助金の交付要綱等により、補助の目的、内容等の精査を行うなど、公正かつ適正に執行すること。
また、負担金については、負担の必要性等を改めて検討し、軽減に努めること。
- 7 市単独補助事業については、市民のニーズに即応したきめ細かな市政を推進するため計上されているものであるが、その執行に当たっては事業の趣旨を十分踏まえ補助事業者等を適切に指導し、行政効果が最大限に発揮されるよう特段の注意を払うこと。
- 8 投資的事業を対象とする起債事業については、事業内容によっては起債対象外経費が生じることから、軽微と考えられる変更であっても財政課と協議すること。
- 9 委託業務にあつては、実施時期や費用対効果等を検証するとともに、直営での執行と比較したうえで、効率的に執行するよう努めること。また、指定管理者制度を導入した施設については、適切な管理運営が行われるよう対応すること。
- 10 施設の維持管理にかかる経費については、原則として減額補正及び他の事業費への流用は行わないこと。
- 11 パソコン等の情報機器の導入、情報処理システムを構築する場合には、計画段階から情報システム課と協議し、経費の適正化、効果的な執行に努めること。

第4 その他

- 1 特別会計、企業会計については、「独立した会計」を設けた意義・目的を十分認識のうえ、一般会計に準じ予算の計画的、効率的かつ適正な執行を行い、その経営の健全化について一層努力すること。
また、当該会計の料金収入等の適切な確保を図るとともに、負担の公平性の観点からも市民から理解を得られるよう徴収努力を怠らないこと。
- 2 契約変更を行う場合、変更後の総額を基準として、それぞれの区分により決裁を受けることとなっているので留意すること。なお、累計100万円を超える金額変更

については、事前に財政課へ連絡すること。

- 3 予定価格が1億5,000万円以上の工事等の契約、予定価格が2,000万円以上の財産の取得又は処分については、市議会の議決が必要となり、契約変更については、変更後の総額を基準とするので留意すること。
(土地については、面積が1件5,000㎡以上)
- 4 補正予算については、「令和2年度予算編成要領」において、当初予算は通年予算としており、制度改正によるもの、予算編成時に想定できないもの、災害関連経費等やむを得ないもの以外は、原則として予算の補正は認めないこととしているので留意すること。
- 5 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による国、県の緊急経済対策の実施が見込まれているほか、これに関連した市独自の事業実施が想定される場所である。各部等においては、国、県の動向を注視するとともに、必要に応じて緊急的な補正予算の編成など迅速かつ柔軟に対応すること。